

1 階段・廊下

階段・廊下はみんなの共用の場所ですから、日頃から清掃に努めてください。また、通行の邪魔になりますから物は一切置かないようにしてください。

2 団地の庭

団地の敷地は、みんなで利用していただく共用の庭ですから大切に使ってください。また、虫が発生した場合の駆除にも努めてください。(ただし、スズメバチ等が発生した場合は危険なので管理事務所へ連絡してください。)

- 子供の遊具、植木や芝生、柵などをいためたり、こわしたりしないよう注意してください。
- 植木や芝生は枯れないよう、水をやり、枝切りなどの手入れを行ってください。
- 雑草やゴミなどで見苦しくならないように清掃に努めてください。
- 遊具がいたんで危険な場合には、連絡員を通じて管理事務所へ連絡してください。

3 集会所

集会所は共同施設ですので、日頃から清掃するなど大切に使ってください。窓ガラスを破損したり、施設をいためたりしたときには、自治会の責任において修繕してください。
特に、火気の使用については十分注意してください(37ページ参照。)。

4 自転車置場

自転車置場のスペースには限りがありますので、整理して利用してください。また、使用しない

自転車などは置かないようにしてください。

5 屋上

屋上には原則として上ることはできません。特に、使用可能な屋上については、危険防止のため子供が絶対に上がらないよう注意してください。

6 受水槽・給水塔・浄化槽

受水槽や給水塔は各住宅への給水のために必要な施設であり、浄化槽は汚水の処理に必要なものです。特に浄化槽の内部は深くて危険ですから、マンホールは絶対に開けないようにしてください。

また、断水した場合、受水槽外部のオーバーフロー管から水があふれている場合、受水槽、浄化槽の故障警報が鳴った場合など異状に気づいたときは、連絡員、または管理事務所へ連絡してください。

なお、夜間、土・日曜・祝日、年末年始または緊急時で連絡員などへ連絡できないときは、緊急修繕業者へ連絡してください(17ページ参照。)。

7 排水施設

排水溝、会所または排水管などにゴミや土がたまると、流れにくくなり不衛生になります。定期的に共同で清掃および消毒するようにしてください。

8 ゴミの処理

ゴミの収集は市町によって異なりますが、日